

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議の開催について

令和3年5月25日
大臣官房国際課長決定

1. 趣旨

我が国に在留する外国人の子供は増加傾向にあり、その中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）に通う子供たちも存在する。このような状況下、新型コロナウイルス感染症に対する対応を含め、我が国に在留する全ての子供の健康を確保するという観点から、子供の集団生活を前提とした外国人学校における保健衛生の確保の在り方について検討を行う有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

2. 検討事項

- (1) 外国人学校における保健衛生面での課題とその改善に向けた方策
- (2) その他

3. 実施方法

- (1) 有識者会議は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- (2) 必要に応じて、委員以外の協力を得ることができる。

4. その他

有識者会議に関する庶務は、関係課の協力を得て、大臣官房国際課において行う。

(別紙)

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設(いわゆる「外国人学校」)の
保健衛生環境に係る有識者会議 委員名簿

浅野明美	全国養護教諭連絡協議会 会長
チャンテ 村井 カミルテス	桃山学院教育大学人間教育学部人間教育学科 准教授
北垣邦彦	東京薬科大学薬学部 教授
倉橋徒夢	特定非営利活動法人在日ブラジル学校協議会 副理事長
佐藤郡衛	明治大学国際日本学部 特任教授
鈴木三男	浜松市企画調整部国際課長
田中宝紀	特定非営利活動法人青少年自立援助センター定住外国人支援事業部 責任者
ダニエル・レイノルズ	東京インターナショナルスクール 校長
安田圭一郎	岐阜県環境生活部私学振興・青少年課長

(五十音順・敬称略)

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議 運営規則（案）

令和3年6月2日
専ら外国人の子供の教育を目的としている
施設（いわゆる「外国人学校」）の
保健衛生環境に係る有識者会議

専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議（以下「会議」という。）の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、この規則の定めるところによる。

（会議の公開）

第1条 会議は、公開して行う。ただし、個人情報を含む事項を扱う場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、文部科学省大臣官房国際課（以下「事務局」という。）は、会議の合意を得て非公開とすることができる。

（会議の傍聴）

第2条 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、事務局の定める手続により登録を受けなければならない。

2 前項の登録を受けた者（以下「登録傍聴人」という。）は、事務局が、会議の合意を得て登録傍聴人が会議を撮影し、録画し、又は録音することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合を除き、会議を撮影し、録画し、又は録音することができる。

3 登録傍聴人は、前項に規定する行為を行う場合には、事務局の指示に従うこととし、会議の円滑な進行を妨げる行為をしてはならない。

4 前項に規定する行為を行う者に対しては、事務局は、会議の合意を得て退場を命ずる等適当な措置をとることができる。

（会議資料の公開）

第3条 会議において配付した資料は、公開するものとする。ただし、個人情報を含む事項を含む場合その他正当な理由により非公開とすることが適当と認める場合は、事務局は、会議の合意を得て資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

（議事録の公開）

第4条 事務局は、会議の議事録を作成し、これを公開しなければならない。ただし、公開

することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認める場合その他正当な理由があると認める場合には、事務局は、会議の合意を得て当該議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の議事の手続その他会議の運営に関し必要な事項は、事務局が会議に諮って定める。

附則 この規則は、決定の日から施行する。



専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）について

概要

- 外国人の子供の中には、専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（以下「外国人学校」という。）で教育を受けている者も存在する。
- 外国人学校には、学校教育法第1条に定める学校（いわゆる1条校）や学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているもの、無認可施設が存在する。
- 各種学校認可を受けた外国人学校は128校存在し、在籍する生徒等は26,857名（令和2年5月時点）。（準）学校法人立のものが多いが、株式会社や公益財団法人、一般社団法人等が設立していることもある。
- 無認可施設の全体像は不明だが、私立高等学校等実態調査において都道府県から報告があった30施設（令和2年5月時点）、国際的な評価機関の認定を受けている施設として26施設（令和2年7月時点、都道府県から報告がなかったもの）、ブラジル政府からの認可校として6施設（都道府県から報告がなかったもの）、その他外国人学校向けメールマガジンに登録のあった7施設の存在を把握している。



外国人学校支援のための取組

法人税・所得税の原則非課税

各種学校認可を受けている外国人学校が対象（株式会社立等を除く）

特定公益増進法人・指定寄付金

- 法人からの寄附金についての損金算入枠の拡大
- 個人からの寄附金についての所得控除

特定公益増進法人の認定要件

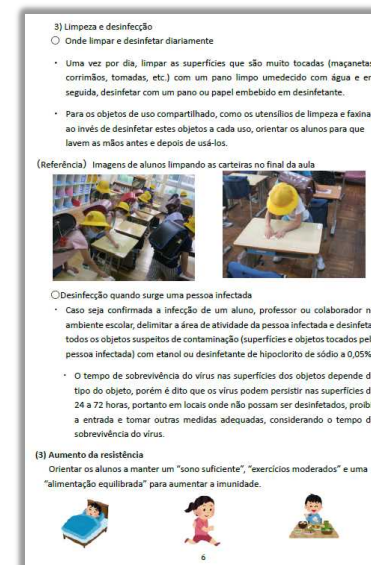
- 初等中等教育を外国語で行うことを目的とする(準)学校法人立の各種学校
- 外交・公用又は家族滞在の在留資格で在留する外国人子女を対象とする
- 国際バカロレア(IB)などの国際的な評価機関の認定を受けている

各種学校認可の弾力的な取扱いの要請

- 平成27年、文部科学省は、外国人学校の各種学校認可にあたっては、校地・校舎の借用に係る要件や保有すべき運用財産に係る要件等について弾力的に取り扱うよう各都道府県に要請

新型コロナウイルス感染症対策のための取組

- 公立学校と同様の新型コロナウイルス感染症対策に係る**通知を发出**（都道府県の各種学校担当部局など宛て）
- 各種学校認可を受けた外国人学校に対し、感染症対策のための**保健衛生用品の購入を支援**
- 外国人学校向けに感染症対策の情報提供をやさしい日本語で行う**ホームページ**を開設
- 無認可施設を含む外国人学校に情報提供を行う**メールマガジン**を日英両言語で配信
- 学校向けの「**衛生管理マニュアル**」の多言語**翻訳版**を作成・掲載し、無認可施設を含む外国人学校向けに配信



外国人学校の保健衛生環境の実態について

概要

- 外国人学校には、学校教育法第134条に基づく各種学校として都道府県知事の設置認可を受けているものや、無認可施設などが存在する。これらの外国人学校における衛生の確保については、学校向けの規制は適用されておらず、一般の事業所と同様の取扱いとなっている。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に際しては、外国人学校の児童生徒や教職員においても感染者やクラスターの発生がみられた。
- こうした状況を踏まえ、外国人学校の保健衛生に係る検討を行うために必要な基礎情報を把握するため、以下のとおり、外国人学校の保健衛生環境に係る調査を実施しているところ。

調査期間：2021年4月23日（金）～5月24日（月）

使用言語：日本語、英語、ポルトガル語

調査対象：以下のいずれかに該当する外国人学校（161校）

都道府県から各種学校認可を受けた外国人学校

各種学校でないが都道府県が把握している外国人学校

日本インターナショナルスクール協議会の加盟校

在京ブラジル大使館から認可を受けているブラジル学校

調査方法：上記 と については、都道府県各種学校担当部局を通じて調査票を配布、回収。上記 と に該当する外国人学校のうち と に該当しないものについては、文部科学省が直接調査票を配布、回収。

主な調査項目

新型コロナウイルス感染症に係る対策

- 全国一斉休校となった昨年3月2日以降、6月頃までの対応状況
- 現在（令和3年4月23日時点）の学校運営の状況
- 新型コロナウイルス感染症対策に向けた国や自治体からの情報提供等の利用状況

一般的な保健衛生等に係る対策

- 保健室の有無
- 養護教諭の配置
- 学校医の配置
- 児童生徒への健康診断の実施の有無
- 学校の衛生管理の基準の有無
- 教職員への健康診断の実施の有無
- 学校としての傷害保険等の民間保険への加入の有無
- その他、学校で行っている児童生徒・教職員への保健衛生に係る対策

主な検討事項（案）

1．外国人学校の保健衛生に係る現状について

- 現状の外国人学校の保健衛生に係る現状把握の方法で、現に存在する外国人学校をどこまで網羅できているのか。もしできていないのだとすれば、どのようにすれば網羅的に外国人学校を把握できるのか
- 現在行っている調査方法で、外国人学校における児童生徒や教職員の保健衛生に係る課題（新型コロナウイルス感染症に係る課題を含む）をどの程度適切に把握できているか
- 外国人学校の保健衛生に係る現状把握等にあたり、行政を含むステークホルダー（NPO等の地域コミュニティを含む）がどのような形で関わるのが望ましいのか

2．外国人学校の保健衛生環境の改善について

- 現在実施している情報提供等の支援策がどの程度有効に働いているか
- 現在実施しているものの他に考えられる支援策としてどのようなものがあるか
- 支援策を有効に実施していくためには、どのようにステークホルダーと連携していくことが望ましいか

今後のスケジュール（案）

第1回 6月2日（水）（今回）

- ・外国人学校の現状について報告
- ・今後の検討事項等について議論

第2回 6月23日（水）（午前中2時間程度：予定）

- ・有識者ヒアリング（外国人学校・インターナショナルスクール）
- ・外国人学校の保健衛生環境調査 調査結果（速報値）を報告
- ・外国人学校の保健衛生環境に関する論点について議論

第3回 7月12日（月）（午前中2時間程度：予定）

- ・有識者ヒアリング（外国人学校・インターナショナルスクール）
- ・中間とりまとめ骨子（案）について議論

第4回 8月5日（木）（午前中2時間程度：予定）

- ・中間とりまとめ（案）について議論

以後、月1回程度開催し、令和3年12月中をメドに最終とりまとめ予定